6. 障がい福祉サービスについて

- ※ サービスの利用には、申請に加えて事前に調査等が必要になります(詳細はP35参照)。
- ※ 介護保険が利用できる方で、サービス内容が重なる場合には介護保険が優先します。
- ※ 上記の表中の障がい支援区分は目安です。別途、必要要件等がある場合があります。

(注:障がい児には障がい支援区分はありません。その状態によって該当の有無を判断します。)

※ 自己負担額は、原則としてその基準額の1割負担となりますが、世帯の所得水準に応じて1ケ月あたりの負担上限が設けられています。【別表(P35)参照】

(1) 介護給付

介護の支援を受けるサービスです。

◎根拠法令:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

種別		멘	内 容		対象となる障がい支援区					
	浬	נימ	内		2	3	4	5	6	
居 (7	宅 ト – ム	介 ヘルプ	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	0	0	0	0	0	\circ	
重	度 訪	問介言	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、 食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。				0	\circ	\circ	
行	動	援	│ 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するた │ めに必要な支援、外出時における移動支援などを総合的に行います。			0	0	0		
同	行	援	: 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報 : の提供、移動の援護等の外出支援を行います。		0	0	0	0		
重度	き障がい 者	等包括支护	│ 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に ├ │ 行います。							
短 (シ	期 /ョート	入 F へスティ	· 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入 浴、排せつ、食事の介護等を行います。		0	0	0	0		
療	養	介	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の世話を行います。					0	0	
生	活	介	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。			0	0	0	\circ	
施	設入	所 支 拉	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行い ます。				0	0		

(2) 訓練等給付

訓練等の支援を受けるサービスです。

申 請 先 (問合わせ先) │ 福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019

◎根拠法令:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

種別	内容	対	象	者
自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。			
自立生活援助	一人暮らしをしている人の日常生活を支援するため、定期的に訪問し、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行ないます。			
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	身体障 持者	害者	手帳所
就 労 継 続 支 援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※A型:雇用型、B型:非雇用型	療育手精神障	害者仍	 课 健福
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人の生活支援のために、事 業所・家族との連絡調整等の支援を行ないます。	社手帳 難病患		
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助等(利用者のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護等)を行います。			
宿泊型自立訓練	自立した社会生活が困難な人に、一定期間、夜間の居住の場を提供し、生 活能力等の維持・向上のための訓練等を行います。			
申請に必要なもの	【別表 (P34) 参照】			



平成30年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(359疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病(1疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (3疾病)
 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

	○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (2)	<u> コガカ</u>	<u>N)</u>		
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	127	鰓耳腎症候群
2	アイザックス症候群	65	ギャロウェイ・モワト症候群	128	再生不良性貧血
3	IgA腎症	66	急性壊死性脳症	129	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
4	I g G 4 関連疾患	67	急性網膜壊死	130	再発性多発軟骨炎
5	亜急性硬化性全脳炎	68	球脊髄性筋萎縮症	131	左心低形成症候群
6	アジソン病	69	急速進行性糸球体腎炎	132	サルコイドーシス
7				_	
-	アッシャー症候群	70	強直性脊椎炎	133	三尖弁閉鎖症
8	アトピー性脊髄炎	71	強皮症	134	三頭酵素欠損症
9	アペール症候群	72	巨細胞性動脈炎	135	CFC症候群
10	アミロイドーシス	73	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	136	シェーグレン症候群
11	アラジール症候群	74	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	137	色素性乾皮症
12	アルポート症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	自己貪食空胞性ミオパチー
13	アレキサンダー病	76	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	139	自己免疫性肝炎
14	アンジェルマン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
15	アントレー・ビクスラー症候群	78	筋型糖原病	141	自己免疫性溶血性貧血
16	イソ吉草酸血症	79	筋ジストロフィー	142	四肢形成不全
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クッシング病	143	シトステロール血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリオピリン関連周期熱症候群	144	シトリン欠損症
19	1 p 36欠失症候群	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	145	紫斑病性腎炎
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クルーゾン症候群	146	脂肪萎縮症
21	遺伝性ジストニア	84	グルコーストランスポーター1欠損症	147	若年性特発性関節炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症1型	148	若年性肺気腫
			グルタル酸血症 「室		
23	遺伝性膵炎	86		149	シャルコー・マリー・トゥース病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クロウ・深瀬症候群	150	重症筋無力症
25	ウィーバー症候群	88	クローン病	151	修正大血管転位症
26	ウィリアムズ症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	152	ジュベール症候群関連疾患 △
27	ウィルソン病	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
28	ウエスト症候群	91	結節性硬化症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
29	ウェルナー症候群	92	結節性多発動脈炎	155	神経細胞移動異常症
30	ウォルフラム症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
31	ウルリッヒ病	94	限局性皮質異形成	157	神経線維腫症
32	HTLV — 1 関連脊髄症	95	原発性局所多汗症	158	神経フェリチン症
33	ATRーX症候群	96	原発性硬化性胆管炎	159	神経有棘赤血球症
34	ADH分泌異常症	97	原発性高脂血症	160	進行性核上性麻痺
35	エーラス・ダンロス症候群	98	原発性側索硬化症	161	進行性骨化性線維異形成症
36	エプスタイン症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	162	進行性多巣性白質脳症
37	エプスタイン病	100	原発性免疫不全症候群	163	進行性白質脳症
38		101			
-	エマヌエル症候群	-	20(10A30CH3) (1000) (1	164	進行性ミオクローヌスてんかん
39	遠位型ミオパチー	102	顕微鏡的多発血管炎	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
40	円錐角膜	103	高丨g D症候群	166	
41	黄色靭帯骨化症	104	好酸球性消化管疾患	167	スタージ・ウェーバー症候群
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
43	大田原症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	169	スミス・マギニス症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	107		170	
	-				
45	オスラー病	108	後縦靭帯骨化症	171	脆弱X症候群
46	カーニー複合	109	甲状腺ホルモン不応症	172	脆弱X症候群関連疾患
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	拘束型心筋症	173	正常圧水頭症
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症1型	174	成人スチル病
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症2型	175	成長ホルモン分泌亢進症
-		-	高チロシン血症3型	-	
50	家族性地中海熱	113		176	脊髄空洞症
51	家族性良性慢性天疱瘡	114	後天性赤芽球癆	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
52	カナバン病	115	広範脊柱管狭窄症	178	脊髄髄膜瘤
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	116	抗リン脂質抗体症候群	179	脊髄性筋萎縮症
54	歌舞伎症候群	117	コケイン症候群	180	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
55	ガラクトース・1 - リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	118	コステロ症候群	181	前眼部形成異常
-		-		_	
56	カルニチン回路異常症	119	骨形成不全症	182	全身性エリテマトーデス
57	加齢黄斑変性	120	骨髄異形成症候群	183	先天異常症候群
58	肝型糖原病	121	骨髄線維症	184	先天性横隔膜ヘルニア
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	185	先天性核上性球麻痺
60	環状20番染色体症候群	123	5p欠失症候群	-	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 △
-		-		_	
61	関節リウマチ	124	コフィン・シリス症候群	187	先天性魚鱗癬
62	完全大血管転位症	125	コフィン・ローリー症候群	188	先天性筋無力症候群
63	眼皮膚白皮症	126	混合性結合組織病	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
				-	

平成30年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(359疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病(1疾病)
- ※ 利/にに対象ともないが、 こうだれ △ 表記が変更された疾病(3疾病) 歴史を必入土地汁が白の対象疾症(2.9疾病)

245

246

247

248

特発性両側性感音難聴

突発性難聴

ドラベ症候群

中條・西村症候群

	<u> ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)</u>							
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名			
190	先天性三尖弁狭窄症	249	那須・ハコラ病	308	ペリー症候群			
191	先天性腎性尿崩症	250	軟骨無形成症	309	ペルーシド角膜辺縁変性症			
192	先天性赤血球形成異常性貧血	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	310	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)			
193	先天性僧帽弁狭窄症	252	22q11.2欠失症候群	311	片側巨脳症			
194	先天性大脳白質形成不全症	253	乳幼児肝巨大血管腫	312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群			
195	先天性肺静脈狭窄症	254		313	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症			
196	先天性風疹症候群	255	ヌーナン症候群	314	発作性夜間ヘモグロビン尿症			
197	先天性副腎低形成症	256	ネイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	315	ポルフィリン症			
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	257	脳腱黄色腫症	316	マリネスコ・シェーグレン症候群			
199	先天性ミオパチー	258	脳表へモジデリン沈着症	317	マルファン症候群			
200	先天性無痛無汗症 先天性無痛無汗症	259	膿疱性乾癬	318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー			
201	先天性葉酸吸収不全	260	囊胞性線維症	319	慢性血栓塞栓性肺高血圧症			
202	前頭側頭葉変性症	261	パーキンソン病	320	慢性再発性多発性骨髄炎			
203	早期ミオクロニー脳症	262	バージャー病	321	慢性膵炎			
204	総動脈幹遺残症	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	322	慢性特発性偽性腸閉塞症			
205	総排泄腔遺残	264	肺動脈性肺高血圧症	323	ミオクロニー欠神てんかん			
206	総排泄腔外反症	265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	324	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん			
207	ソトス症候群	266	肺胞低換気症候群	325	ミトコンドリア病			
208	ダイアモンド・ブラックファン貧血	267	バッド・キアリ症候群	326				
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	268	ハンチントン病	327	無脾症候群			
210	大脳皮質基底核変性症	269	汎発性特発性骨増殖症 〇	328	無βリポタンパク血症			
211		270	PCDH19関連症候群	329	メープルシロップ尿症			
212	ダウン症候群 〇	271	非ケトーシス型高グリシン血症	330	メチルグルタコン酸尿症			
213	高安動脈炎	272	肥厚性皮膚骨膜症	331	メチルマロン酸血症			
214	多系統萎縮症	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	332	メビウス症候群			
215	タナトフォリック骨異形成症		皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	333	メンケス病			
216	多発血管炎性肉芽腫症	275	肥大型心筋症	334	網膜色素変性症			
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	276	左肺動脈右肺動脈起始症	335	もやもや病			
218	多発性軟骨性外骨腫症 〇	277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	336	モワット・ウイルソン症候群			
219	多発性嚢胞腎	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	337	薬剤性過敏症症候群			
220	多脾症候群	279	ビッカースタッフ脳幹脳炎	338	ヤング・シンプソン症候群			
221	タンジール病	280	非典型溶血性尿毒症症候群	339	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 〇			
222	単心室症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	340	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん			
223	弾性線維性仮性黄色腫	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	341	4 p欠失症候群			
224	短腸症候群	283	びまん性汎細気管支炎	342	ライソゾーム病			
225	胆道閉鎖症	284	肥満低換気症候群	343	ラスムッセン脳炎			
226	遅発性内リンパ水腫	285	表皮水疱症	344	ランゲルハンス細胞組織球症 〇			
227	チャージ症候群	286	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	345	ランドウ・クレフナー症候群			
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	287	VATER症候群	346	リジン尿性蛋白不耐症			
229	中毒性表皮壊死症	288	ファイファー症候群	347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症			
230	腸管神経節細胞僅少症	289	ファロー四徴症	348	両大血管右室起始症			
231	TSH分泌亢進症	290	ファンコニ貧血	349	リンパ管腫症/ゴーハム病			
232	TNF受容体関連周期性症候群	291	封入体筋炎	350	リンパ脈管筋腫症			
233	低ホスファターゼ症	292	フェニルケトン尿症	351	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)			
234	天疱瘡	293	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ルビンシュタイン・テイビ症候群			
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	294	副甲状腺機能低下症	353	レーベル遺伝性視神経症			
236	特発性拡張型心筋症	295	副腎白質ジストロフィー	354	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症			
237	特発性間質性肺炎	296	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 〇			
238	特発性基底核石灰化症	297	ブラウ症候群	356	レット症候群			
239	特発性血小板減少性紫斑病	298	プラダー・ウィリ症候群	357	レノックス・ガスト一症候群			
240	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	299	プリオン病	358	ロスムンド・トムソン症候群			
241	特発性後天性全身性無汗症	300	プロピオン酸血症	359	肋骨異常を伴う先天性側弯症			
242	特発性大腿骨頭壊死症	301	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)					
243	特発性多中心性キャッスルマン病 ※	302	閉塞性細気管支炎					
244	特発性門脈圧亢進症	303						
245	性恐州市伽州武文維味	204	ベーチャット 庁					

ベーチェット病 ベスレムミオパチー

ヘパリン起因性血小板減少症

ヘモクロマトーシス

304

305

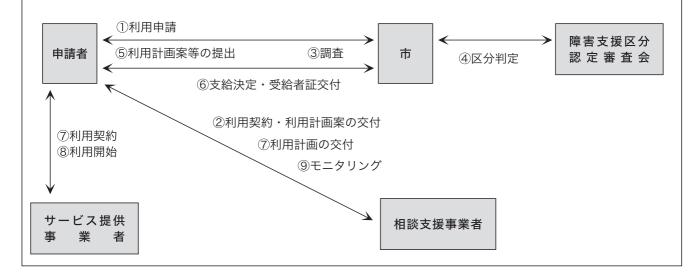
306

307

~ 障がい福祉サービスを利用するまでの流れ ~

①サービス利用申請

- ・申請者は、障がい福祉サービス等又は障がい児通所支援に係る利用申請書を市窓口に提出します。
- ・市は、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。
- ②「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」と契約
 - ・申請者は、計画相談支援の提供について、事業者と利用契約を行います。 ※障がい児の場合は、指定障害児相談支援事業者の指定を受けた事業者と契約します。
 - ・「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」は、「サービス等利用計画案・障害児支援 利用計画案」を作成し、申請者に交付します。
- ③市による調査→一次判定(介護給付・訓練等給付)
 - ・市は、申請者に対し、障害支援区分認定調査(障がい福祉サービスの利用の場合)、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。
- ④審査判定 (介護給付の障がい福祉サービスを利用する場合) → 二次判定(介護給付のみ)
 - ・市は、障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の審査判定を依頼します。
 - ・市は、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。
- ⑤「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」の提出
 - ・申請者は、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」が作成した「サービス等利用 計画案・障害児支援利用計画案」を市窓口に提出します。
 - ・併せて、「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」、「計画相談支援、障害児相談支援 依頼届出書」を提出します。
- ⑥障がい福祉サービス等の支給決定
 - ・市は、「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給通知書」、 又は「障害児通所給付費支給決定通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。
 - ・併せて、「障害福祉サービス受給者証」、「地域相談支援受給者証」又は「通所受給者証」を申請者に交付します。
- ⑦「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約
 - ・「指定特定相談支援事業者」又は「障害児相談支援事業者」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者 と連絡調整を行い、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成し、申請者に交付します。
 - ・申請者はサービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。
- ⑧サービス利用開始
 - ・申請者は「障害福祉サービス受給者証」、「地域相談支援受給者証」、「通所受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。
- ⑨モニタリング
 - ・「指定特定相談事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間でとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
 - ・新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を勧奨します。



~ 障がい福祉サービスに係る利用者負担額について ~

月ごとの利用者負担には上限があります。

障がい福祉サービスの利用料は、所得に応じて月額負担上限額が決められています。ただし、当該サービスに要する費用の1割の方が負担が軽くなる場合は、1割負担となります。

【①障がい者の利用者負担上限額】

[]	<u>×</u> 5	\		世帯の収入	状 况	月額負担上限額
生	活保	護	生活保護受給世帯	0円		
低	所	得	市町村民税非課税世帯	0円		
_	般	1	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円未満) 18 歳以上の障がい者 ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム、 宿泊型自立訓練利用者を除きます。		9,300円	
			障がい児 ※20歳未満の入所施	市町村民税課税世帯	居宅・通所サービス利用の場合	4,600円
			設利用者含む	(所得割 28万円未満) 入所施設利用の場合		9,300円
_	般	2	上記以外	37,200円		

(※)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、宿泊型自立訓練利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種	別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所す	する 18、19 歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する 18、19	保護者の属する住民基本台帳での世帯	

【②医療型個別減免】

福祉サービスに合わせて、療養を行うサービスを利用又は施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

【③高額障害福祉サービス費】

同じ世帯に障がい者福祉サービス(補装具や介護保険に係る利用者負担を含む)を利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が負担上限額を超えた分は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

障がい児が障がい者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。 ※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう軽減されます。

【④入所施設を利用している人への補足給付】

■20歳未満の施設入所者の場合

地域で子供を養育する費用と同様の負担となるように補足給付が行われ、食費・高熱水費の実費負担が軽減されます。

※所得区分の要件はありません。

■20歳以上の施設入所者の場合

所得区分が「生活保護、低所得」であれば、福祉サービスの定率負担をしても、一定の額が手元に残るよう補足給付が行われ、食費・高熱水費の実費負担が軽減されます。

【⑤通所施設等の食費負担の軽減】

所得区分が「生活保護、低所得又は一般1」であれば、食費の負担が軽減されます。

【⑥グループホーム利用の際の助成】

所得が低い人は、家賃の一部が助成されます。

申 請 先 (問合わせ先) 福祉課 障がい者支援係 TEL 66-1019